平成 30 年2月 16 日第2回宿泊専門委員会決定

（別紙３）

第 76 回国民体育大会　宿泊施設充足対策要項

１　趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）宿泊基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿舎の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

２　実施方法

会場地市町は、県準備委員会及び関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、交通状況や各種衛生対策、各地域の実情等を十分に考慮した上で、以下の実施項目により宿舎の充足対策を実施するものとする。

３　実施項目

（１）営業宿泊施設の客室提供の促進

当該会場地市町内の営業宿泊施設（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の営業宿泊施設に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対して、多数の宿泊を伴うイベント等の開催の自粛を依頼する。

（２）広域配宿

広域配宿（近隣市町のホテル、旅館等の利用をいう。以下同じ。）を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

①　関係機関との協議

競技運営上への支障の有無や配宿の可否等について、受け入れ市町及び県準備委員会と協議するものとし、県準備委員会は、広域配宿を希望する会場地市町と受け入れ市町間の調整を行う。

②　業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を実施する会場地市町が担当し、これに要する経費も負担する。

（３）転用施設

転用施設（当該会場地市町内の公共施設、寮・保養所、寺社等をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

①　転用施設の選定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

ア）施設管理者等に対し、趣旨を十分説明した上で、転用施設を選定する。

イ）水道設備（上水道・簡易水道・専用水道）が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。

ウ）入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。

エ）食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。

オ）衛生上良好な環境が整備されていること。
カ）原則として、増改築又は修繕を必要としないこと。
キ）ミーティングが可能なスペースの確保についても配慮する。

② 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

ア）選手・監督を対象とする。
イ）都道府県チーム毎で１施設、もしくは隣接する宿泊施設とする。

（４）国体民泊

民泊（民家等の利用をいう。以下同じ。）を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 民泊協力地区の設定

複数の受け入れ家庭が一体となって民泊を実施することから、自治会、町内会などを単位とする民泊協力地区を設定する。

② 民泊協力組織の設置

民泊協力地区に、受け入れ家庭への支援をはじめ、食事の準備や環境美化、選手の歓迎・応援等、民泊を円滑に推進するための民泊協力組織を設置する。

③ 民泊推進連絡組織の設置

各民泊協力組織及び関係団体との連携を図るため、必要に応じ民泊推進連絡組織を設置する。

④ 受け入れ家庭の選定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

ア）民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、民泊の趣旨を十分説明した上で、受け入れ家庭を選定する。
イ）その他、転用施設の選定項目に準じて選定する。

⑤ 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

ア）選手・監督を対象とする。
イ）競技での公平性を保つため、競技毎又は種別毎とする。
ウ）受け入れ家庭１軒につき、２～３人程度とする。
エ）都道府県別チーム毎で１民泊協力地区、もしくは１民泊協力組織とする。

⑥ 受け入れ体制の推進

民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足物品等の調達、医事衛生等の受け入れ体制の推進に努める。

４ その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県準備委員会と会場地市町が協議して定める。